

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	事業の許可取消、停止命令	根拠条項	第8条
処分基準	<p>都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 第5条第1項第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。</p> <p>三 第36条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p>		
	<p>○ 法第5条第1項 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であって、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>○ 第36条第1項 第3条又は第6条第1項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>		
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課 食肉衛生検査所
		交付機関	
			目次 NO